

## 障がい者差別解消啓発推進員の設置について

障害者差別解消法の一部改正により、令和6年4月から事業者における合理的配慮の提供がこれまでの努力義務から法的義務となることから、令和5年5月より事業者を対象としたアウトリーチによる周知、啓発を行うために障がい福祉課に「障がい者差別解消啓発推進員」を新たに設置しました。

スーパーマーケット、ホームセンター、不動産関係等延べ153か所(令和5年12月末現在)に直接訪問し、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の周知、啓発や障害者差別解消法の一部改正によりこれまでは努力義務であった事業者の合理的配慮の提供の義務化について、周知・啓発を行っています。

## 訪問実績（令和5年12月末現在）

業種別	延べ件数
経済4団体 (商工会議所連合会、商工会連合会、経営者協会、中小企業団体中央会)	7
業界団体等 (食品衛生協会、生活衛生営業指導センター)	4
スーパーマーケット	54
ホームセンター	18
ドラッグストア	36
JA関係	9
不動産関係	21
飲食関係	1
その他	3
合計	153